

4 陳情第 35 号

4 陳 情 第 3 5 号	環境建設委員会における建築指導課長の発言に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和4年8月31日受理、令和4年9月21日付託
陳 情 者	新宿区荒木町————— —————

(要 旨)

環境建設委員会における4陳情第19号の陳情審査の際の建築指導課長の発言の正当性について、平成10年当時の区・建築主事の主事判断、処分を踏まえた上で、陳情者へ文書にて説明してください。

(理 由)

令和4年6月14日開会の環境建設委員会において、おぐら委員の質問に対して、建築指導課長は「建築指導課としましては、これが違反建築物だという認識はございません。」との発言をされました。

このことについては、平成10年当時の区・建築主事が主事判断の上、陳情者に対して交付した建築確認済証（以下「済証」）（陳情者あて、令和4年5月31日に建築指導課が確認した旨返答あり）を覆す主旨を、現・建築指導課長が議会で示したことになりますが、これは平成10年当時の行政処分を取り消すということでしょうか。撤回するということでしょうか。行政処分の継続性、安定性は担保しないということでしょうか。

平成10年に区・建築主事が交付した済証と、令和元年に日本E R I株式会社が交付した違反建築物の済証とを比較すると下記の通りになります。

- 1 区・建築主事が交付した済証は、陳情者の建物その外3棟について「2A緩和適合なし」としている。
- 2 日本E R I株式会社が交付した済証は、「2A緩和適合あり」としている。（これは建築確認図書の配置図に記載が在ります。）

つまり、上記2を違反建築物だという認識はない、との発言ですので、上記1の処分は存在しないことになります。これでは区民として納得できません。

なお、発言前に、既に平成10年の区・建築主事の判断を覆す主事判断が存在し、これを踏襲したということであれば、やぶさかではありません。この場合は判断した建築主事名を公表してください。その方にあらためて説明願うことになります。

またパナソニックホームズ株式会社は、日本E R I株式会社が済証を交付する前に、建築指導課に建築相談を行っていたか、委員会から質問してください。

4 陳情第 35 号

さて、令和4年6月14日開会の環境建設委員会にて沢田委員のご発言で、事実誤認があるので指摘させていただきます。

- 1 「違反ではないということで区は建築確認を行っている」と発言されたが、区は違反建築物の済証の交付処分を行っていない。
 - 2 「なぜ違反ではないかという理由も明らかにされてきたと思う」と発言されたが、区は明らかにしていない。さらに補足すると、令和2年当時の建築指導課長時代に発生した行政不作為については、否定も肯定もしていない。
- 以上ですので、ご留意ください。